

6 . 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は互助会保証株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一、 割賦販売法第 1 8 条 3 の規定に基づく前受金の保全措置としての前受業務保証金供託委託契約の受託事業
- 二、 前号に附帯または関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 3 8 万 4 千株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株主は、その有する株式を他人（当会社を除く）に譲り渡そうとするときは、当該他人が当該株式を取得することについて、取締役会の承認を受けなければならないものとする。

（株式取扱規則）

第 9 条 当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（募集株式の発行）

第 10 条 当会社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項および会社法第 202 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

第 3 章 株主総会

（招集）

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第 13 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づいて、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位にしたがって、他の取締役がこれにあたる。

（決議の方法）

第 14 条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使する

ことができる。

ただし、代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 16 条 総会の議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 当社の取締役は、14名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票の方法によらない。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役1名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役3名以内を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位にしたがって他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、監査役が異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

2 前条により取締役会の決議があったとみなされた場合、取締役会の決議があったとみなされた事項の内容その他法令に定めた事項を議事録に記載する。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 27 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役に対し、その通知を発しなればならない。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の議事録)

第 32 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 ヶ年とする。

(剰余金の配当)

第 36 条 当会社の剰余金の配当は、毎事業年度末日の株主名簿によってこれを行う。
ただし、配当金の受領権者が支払開始の日より 3 年を経過してもこれを受け取らないときは、当会社はその配当金の支払い義務を免れる。

(受託事業基金の設定)

第 37 条 当会社は、法令および取締役会の定めるところにより、受託事業基金を設けなければならない。

- 2 受託事業基金は、当会社と前受業務保証金供託委託契約を締結した者から無利子の預り金とする。
- 3 当会社は、責任準備金をもって前受業務保証金の供託を行うことができない場合

に限り、受託事業基金を使用することができるものとする。